

三豊市農業委員会 2月定例総会議事録

令和3年2月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会2月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員22名、農地利用最適化推進委員7名）
欠席者 3名

【農業委員】 (出席○・欠席－)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 堀江 博 | ○ | 2番 | 細川 耕助 | ○ | 3番 | 岡根 譲 | － |
| 4番 | 松岡 幸信 | － | 5番 | 黒木 昭則 | ○ | 6番 | 石井 徳和 | ○ |
| 7番 | 貞廣 駿 | ○ | 8番 | 石井 宏昭 | ○ | 9番 | 橋川 義信 | ○ |
| 10番 | 白川 智樹 | ○ | 11番 | 大西 弘 | ○ | 12番 | 片山 雅夫 | ○ |
| 13番 | 新延 健 | ○ | 14番 | 田所 上奉 | ○ | 15番 | 三好 康芳 | ○ |
| 16番 | 田井 三代子 | ○ | 17番 | 金子 芳巳 | ○ | 18番 | 石原 剛 | ○ |
| 19番 | 西山 正一 | ○ | 20番 | 大崎 正義 | ○ | 21番 | 森 尚行 | ○ |
| 22番 | 宮崎 和代 | ○ | 23番 | 正田 茂義 | ○ | 24番 | 吉田 由紀 | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 青井 俊雄 | ○ | 9番 | 宮武 正幸 | － | 25番 | 田渕 正芳 | ○ |
| 36番 | 芳地 勲 | ○ | 42番 | 西宇 真一 | ○ | 51番 | 白井 彰人 | ○ |
| 57番 | 浅野 明弘 | ○ | 61番 | 安藤 徹雄 | ○ | | | |

2. 署名委員

6番 石井 徳和
24番 吉田 由紀

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 非農地証明願いの件について
- 議案第 7号 非農地通知の件について
- 議案第 8号 農用地利用集積計画の件について
- その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会2月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 みなさん、こんにちは。昨日からずいぶん暖かく、5月の気温だそうです。いまだ新型コロナウイルス感染症の流行が収まる様子はなく、もう2年前の日常生活には戻れなくなってしまいました。不自由な生活を送らざるをえなくなり、業績の悪化で倒産の危機に瀕している企業もあると聞いております。ワクチンの接種が4月頃から始まるそうです。ワクチンの量が確保でき、みなさんが接種を受けて、早く安心して生活ができるようになってほしいと願うばかりです。気温が高いですから、ブロッコリーをつくっていらっしゃる方は特にお忙しかったと思います。ご参集いただき、ありがとうございます。
本日の案件は相当数あるようですが、できるだけ簡潔に、できるだけ短時間で審議できますよう、皆様のご協力をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、議席番号3番 岡根 譲 委員、議席番号4番 松岡 幸信 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。
なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
本日も引き続き「感染警戒期」と位置づけられておりますため、定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会2月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号6番 石井 徳和 委員、議席番号24番 吉田 由紀 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号17号を朗読 〕

以上17件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号17号の17件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号4号を朗読 〕

以上4件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号4号の4件の報告事項は、異議なしと認めます。
次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。
それでは、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」、事務局の説明を求めます。なお、議案第3号のうち番号17号および番号18号の案件については、議席番号17番 金子 芳巳 委員が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。
従いまして、議席番号17番 金子 芳巳 委員 に退席いただき、番号17号および番号18号を先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。それでは、議席番号17番 金子 芳巳 委員、退席してください。

(金子 芳巳 委員 退席)

議長 それでは、議案第3号番号17号および番号18号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号17号および番号18号について説明をさせていただきます。

[議案第3号 番号17号から番号18号を朗読]

以上2件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

18番 番号17号と番号18号は関連しておりますので、まとめて説明します。どちらも譲渡人と譲受人は親子です。農業後継者である譲受人への生前一括贈与の申請でございます。譲受人は認定農業者で、申請地で現在も営農しております。常時農業に従事しており、適正に管理しております。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

20番 番号18号について説明します。申請地にはハウスが建っており、譲受人が営農しております。問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号17号および番号18号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めまます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号17号および番号18号の2件につきましては、許可することと決定まます。
ここで、議席番号17番 金子 芳巳 委員の入室および着席を許可まます。

(金子 芳巳 委員 着席)

議長 金子委員、議案第3号の番号17号および番号18号につきましては、許可することと決定まました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が終わりましたので、議案第3号の番号1号から番号16号、番号19号から番号20号について、事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明

をさせていただきます。

[議案第3号 番号1号から番号16号、番号19号から番号20号を朗読]

以上18件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2番 議席番号4番 松岡 幸信 委員 が欠席のため、代わって、番号1号および番号2号について説明まます。関連してまますので、まとめて説明いたまます。申請地には営農型の太陽光発電施設が設置されており、継続して設置したいという申請です。現地を確認したところ、パネルの下ではアスパラガスが作られてまました。周辺農地への影響もありません。問題ないと思われまます。
続いて、番号3号と番号4号について説明まます。まず、番号3号についてです。譲受人は去年市外から移住し、就農まました。申請地を1年間借り受けて耕作し、周辺農地への影響も無く問題ないということで、今回の申請となりまました。

番号4号について説明まます。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は兼業農家ですが、常時農業に従事しており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

9番 番号5号から番号6号について説明まます。まず、番号5号についてですが、譲渡人は遠方で住んでおり、今後帰ってくる予定もないため、農業経営をやめたいということで、農地の譲渡先を探してまました。譲受人は主にブロッコリーを作付けしており、常時農業に従事してまます。問題ないと思われまます。
番号6号についてです。譲渡人は高齢となり、農業後継者もおらず規模縮小したいと考えてまました。譲受人から近くに住んでいる譲渡人に、無償で譲り渡したいと相談し、話がまとまりまました。譲受人は水稻を2町5反作ってまます。常時農業に従事し、適正に営農してまます。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

12番 番号7号から番号8号について説明まます。譲受人が同じ方ですので、まとめて説明まます。まず、番号7号についてですが、譲渡人は相続で申請地を取得まましたが、遠方に住んでおり管理できないため、譲渡したいと考えてまました。譲受人と話がまとまり、整備するために、番号8号の申請地を貸してもらえないかと話をしたところ、それならば買って欲しいということで、売買となりまました。現地の状況は変わりありませんし、水利関係の同意も得てまますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

13番 番号9号について説明まます。申請地は利用権が終了した後、借り手もおらず、荒れてまました。以前にも売買の話があつたのですが、水利関係の調整ができず、実現しませんでした。かなり荒廃してまましたため、地域住民から苦情が出てまましたので、近くに住む譲受人が、無償で譲り受けるということです。譲受人は高齢なのですが、譲受人が耕作できなくなつたら家族が営農を引き継ぐとのことです。今後は水稻を作る予定です。ご審議よろしくをお願いします。

- 14 番 番号10号から番号12号について説明します。まず、番号10号の譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人の遺言により譲受人に譲渡したいとの申請です。譲渡人は市外で住んでおり、今までも譲受人が管理してきましたので、農地の状況に変わりはありません。問題ないと思われます。
次に番号11号についてです。借人は貸人の家族が運営する法人です。申請地には営農型の太陽光発電施設が設置されています。現地を確認したところ、パネルの下にはシキミが植えられていました。周辺に影響はありません。
続いて番号12号についてです。譲渡人に農業後継者はおらず、農地の譲渡先を探していました。譲受人の家族が近くに住んでおまして、売買の話がまとまりました。譲受人は市外に住んでおりますが、大規模に営農しておりますので、問題ないと思えます。ご審議よろしくお願ひします。
- 15 番 番号13号について説明します。譲渡人は農業を廃止したいと譲渡先を探しておりましたところ、近隣に住む譲受人と話がまとまりました。現地を確認したところ、農地として利用されており、問題ありません。譲受人は主に水稲、野菜、ブロッコリーを作付けしております。常時農業に従事しており、所有農地を適正に管理しています。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 16 番 番号14号から番号15号について説明します。まず、番号14号についてです。譲渡人は高齢となり、農地を耕作してくれる方を探していました。近隣に住む譲受人と話がまとまり、売買となりました。譲受人は会社勤めをしながら、ブロッコリーを作っています。現地を確認したところ、農地として利用されています。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。
次に番号15号についてです。譲受人は譲渡人の後継者です。現在は譲受人が申請地を耕作しています。現地を確認したところ、農地として適正に耕作されています。近隣の農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 18 番 番号16号について説明します。譲渡人は高齢となり、農業後継者もおらず農地を処分したいと考えていました。数年前から譲受人が借り受けてレタスをつくっています。譲渡人から、無償で譲渡したいと話があり、まとまりました。譲受人は夫婦で農業を営んでおり、経営規模が1町というのは詫間地区では大きな農家です。常時農業に従事しており、所有農地も適正に管理しております。地元水利組合の役員をしており、問題ないと思われます。周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひします。
- 17 番 番号19号について説明します。9年前に譲渡人と譲受人の間で譲渡の話ができておりましたが、手続きをしていなかったもので、今回正式に申請となりました。申請地は、9年前から譲受人が耕作しており、譲渡人の農地に隣接しております。耕作者は変わりませんので、周辺にも影響なく問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 番号20号については、私の担当地域ですので、私から説明させていただきます。譲渡人と譲受人は近隣に住む親せきです。譲渡人が市外に転出し農業を廃止しますので、農地を引き受けてくれないかと相談があり、まとまりました。譲受人は、今後は果樹を栽培したいということです。農地として適正に管理されており、問題ないと思われます。周辺農地への影響もありません。ご審議よろしくお願ひします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

- 23 番 番号11号について質問します。営農型の太陽光発電施設の使用貸借権の設定ということですが、具体的にどの部分のことでしょうか。
- 事務局 農地の所有者以外の方が、農地の上空に太陽光パネルを設置したい旨の地上権の設定です。農地の上空への権利設定ですので、農地法第3条第1項の規定による許可が必要となります。なお、太陽光パネルを支える支柱部分に關しましては、後ほど審議していただく農地法4条ならびに5条の許可申請となります。
- 23 番 わかりました。もうひとつ、番号15号について質問します。生前部分贈与ということですが、一括でなくとも生前贈与できるのでしょうか。
- 事務局 部分的に贈与することも可能です。
- 23 番 生前部分贈与も、農地等の贈与税の納税猶予の対象となるのですか。
- 事務局 税制のことになりますので、対象となるかどうか個別に税務署に問い合わせていただいております。
- 18 番 失礼いたします。農地等の贈与税の納税猶予制度を利用するには、生前に推定相続人へ一括して贈与したものが対象となります。部分贈与は対象にはなりません。ただし、今は相続時清算課税という方法がありますので、それならば2,500万円までならその時に贈与税を払う必要はなく、相続時に相続財産に繰り入れて相続税を計算し直すという規定があります。そちらを使えば、結果的には相続税がかからなくなることもあります。
- 23 番 よくわかりました。ありがとうございます。
- 議 長 詳しい説明をありがとうございました。さすが専門家ですね。他に質問やご意見はありませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号16号、番号19号から番号20号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号16号、番号19号から番号20号の18件につきましては許可することと決定します。
次に進ませていただきます。17ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号1号から番号10号を朗読 〕

なお、農地区分につきましては、番号6号の一部及び番号10号については国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地です。第1種農地につきましては原則不許可ですが、番号6号は同一の事業に供される全体の面積のうち第1種農地の割合が3分の1を超えないもの、番号10号はその地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。また、番号9号については三豊市出張所から300メートルに位置しておりますので第3種農地、その他は全て第2種農地です。

以上10件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

2番 議席番号4番 松岡 幸信 委員 が欠席のため、代わって、番号1号について説明します。先ほどの議案第3号番号2号で申し上げましたとおり、営農型の太陽光発電施設の脚部、支柱部分の申請です。3年前に許可を得て、再申請ということです。パネルの下ではアスパラガスが作られていますので、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

7番 番号4号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は国道11号線から南に約300メートルの位置にあります。申請人は会社勤めをしており、所有農地は近所の方に預けて耕作してもらっています。今後農業をする予定はなく、農地を譲渡したいと考えていました。所有地のうち、耕作に不便な農地を賃貸用住宅用地として活用したいとのこと。近隣など関係先の同意は得ており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

8番 番号5号について説明します。営農型の太陽光発電施設の支柱部分の一時転用です。6年前に許可を得て、再々申請ということです。先日現地ではヒアリングを行いました。フキとミョウガが植えられていまして、最近収量の実績報告を作成したとのことでしたので、それも見せていただきました。指標値を上回る収量があるとのこと。6年間、近隣農地への影響も無く、問題ないと思われまます。その他にシキミも植えているのですが、県からは対象外作物だと言われたそうですが、生育状況を確認したいということで植えているそうです。ご審議よろしくをお願いします。

13番 番号6号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請者の親が平成9年に貸倉庫を建てておまして、今回無断転用を解消したいとのこと。申請となりました。周辺農地への影響も無く、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

15番 番号7号から番号8号について説明します。位置図公図をご覧ください。まず、番号7号ですが、申請地は高速道路の側道のすぐそばにあります。自宅か

ら離れており耕作に不便な農地を、太陽光発電施設として活用したいとの申請です。

次に番号8号についてです。住宅を建てたときに、計算が甘かったのか、住宅の雨だれが隣地に落ちるといことで、解消したいとの申請です。ご審議よろしくをお願いします。

17番 番号9号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は家族の駐車場として使用しているのですが、位置図の青い部分が出張所と神社です。こちらの駐車場が大変狭く、かろうじて3台ほどとめられます。そこで、公民館や自治会の行事で会合あるときに、地域の方も車を停めるところがなく困っていたため、平成20年頃からずっと駐車場として提供してきたようです。今回、整地してフェンスをつけて整備し、地元の方たちも利用する駐車場として管理したいという申請です。周辺への影響も無く、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 番号10号については、私の担当地域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。申請地は道の駅だからだの里の近くにあります。こちらの家に関しても、駐車場が狭く、農機具を置くスペースが無かったということです。周辺農地への影響もありませんし、問題ないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めまます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。その前に、番号5号については、取下願が提出されましたので、削除してください。

〔 議案第5号 番号1号から番号4号、番号6号から番号19号を朗読 〕

農地区分につきましては、全て第2種農地です。以上18件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 議席番号4番 松岡 幸信 委員 が欠席のため、代わって、番号1号及び番号2号について説明します。先ほどの議案第3号番号2号、議案第4号番号1号で申し上げましたとおりです。貸人と借人は親子です。営農型の太陽光発電施設の脚部、支柱部分の再申請ということです。周辺農地に影響なく、問題ないと思われます。よろしくご審議ください。

5 番 番号3号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は、店舗用地と高瀬川に挟まれた細長い農地です。店舗駐車場を広くして事業拡張し、安全に使用できるようにしたいとのことです。問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

2 番 番号4号について説明いたします。香川用水の送水管工事に関連した工事用地として、一時的に転用したいとのことです。周辺農地への影響も問題なく、水利関係の同意も得ております。ご審議よろしくをお願いいたします。

6 番 番号7号について説明します。位置図公図をご覧ください。国道11号線の交差点の南側に位置しています。譲受人は市外で飲食業を営んでいます。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

14 番 番号10号から番号12号について説明します。まず番号10号についてです。申請地は県道224号線の交差点東側にあります。営農型の太陽光発電施設の再申請です。先ほどの議案第3号番号11号で申し上げましたとおり、シキミが植えられており、栽培管理ができておりますので、問題ないと思われます。

次に、番号11号について説明します。豊中支所から北に600メートルほど離れたところにあります。譲受人は運送業を営んでおり、併せ利用地に倉庫が建っております。西側のすみに駐車場があり、そこに行くには倉庫の中を通り抜けていました。最近は何物が多くなりまして、倉庫内を通り抜けることができなくなったため、用地を拡張したいということです。

次に、番号12号について説明します。県道230号線沿いにある保育園です。併せ利用地には園舎が建っており、現在は園庭がありません。子どもが外で遊ぶ場所が無いということです。遊具を設置して、園庭として利用したいとのことです。ご審議よろしくをお願いいたします。

16 番 番号13号および番号14号について説明いたします。まず、番号13号についてです。位置図公図をご覧ください。譲受人は市内の建設業者です。事業拡張に伴い分譲住宅用地として利用できる土地を探していました。譲渡人は高齢となり耕作できなくなったため、譲渡する話がまとまりました。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。

次に番号14号についてです。譲受人は国道11号線の交差点の近くで事業を営んでいます。事務所と駐車場用地を探していました。譲渡人は相続により農地を取得しました。市外で生活しており、農地を譲渡したいということで、話がまとまりました。周辺農地に影響はありません。よろしくご審議ください。

19 番 番号16号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は父母ヶ浜海岸の近くの農地です。荒廃し木が生えていました。申請地の周辺は開発

整備されていますので、周辺の方からもきちんと管理して欲しいと、かなり言われていたようです。周辺への影響もありませんので、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

20 番 番号18号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲渡人は、自治会館に防火水槽をつくった時に、譲渡したものだと思っていたのですが、できていなかったので申請となりました。申請地は、自治会館の進入口部分です。周辺への影響も問題ありません。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 番号19号については、私の担当地域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。譲受人は自動車販売・修理業を営んでいます。借りていた申請地に車両置場にしたり事務所を建てたりしていたことがわかり、申請となりました。譲渡人も農地を処分したいということです。申請地を農地に戻すことは困難ですし、周辺への影響もないようですので、仕方がないのかなと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号19号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号、番号6号から番号19号の18件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。26ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号4号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、耕作の事業を行うものが、その農地を自ら耕作するための農業用施設に該当するため、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

8 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。ご覧の通り住宅が集まっているところにあります。隣の95-1は農地として残し、申請地には農業用の倉庫が建っています。現地を確認し、中を見せてもらうと農機具が入っていました。非農地で問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

15 番 番号2号と番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。まず、

番号2番についてです。自己の農地へ通じる道を拡張し、併せて、その奥にある自治会が管理する墓地の整備にも使えるようにしたいということです。

次に、番号3号についてです。何十年も前に、自宅を建てた時に拡張し、そのままになっていたということで、無断転用を解消したいということです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします

20番 番号4号について説明します。昔は車が通れないほど道が狭かったので、塀をずらして広げたということです。無断がわかったため、解消したいということです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第6号「非農地証明願ひの件について」番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願ひの件について」番号1号から番号4号の4件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。27ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。なお、議案第7号のうち番号3号の案件については、議席番号2番 細川 耕助 委員が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、議事参与の制限に該当する案件です。従いまして、議席番号2番 細川 耕助 委員 に退席いただき、番号3号を先に審議したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。それでは、議席番号2番 細川 耕助 委員、退席してください。

(細川 耕助 委員 退席)

議 長 それでは、議案第7号「非農地通知の件について」番号3号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」番号3号について説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号3号を朗読]

以上1件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議を

いただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。西讃広域農道の北側に位置しております。現地を確認したところ、現在は雑木林となっております。農地に復旧することは困難と思ひられます。問題ないと思ひられます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号3号についてお諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地通知の件について」番号3号1件につきましては、許可することと決定します。
ここで、議席番号2番 細川 耕助 委員の入室および着席を許可します。

(細川 耕助 委員 着席)

議 長 細川委員、議案第7号の番号3号につきましては、非農地とすることと決定しました。審議を続けます。議事参与の制限に該当する案件の審議が終わりましたので、議案第3号の番号1号から番号2号、番号4号から番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2号、番号3号から番号4号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2番 番号1号と番号2号、および番号4号について説明します。位置図公図をご覧ください。番号1号と番号2号は近接しております。現地を確認したところ、

雑木が茂り山林化していました。農地への復旧は困難と思われます。
番号4号についても、同様に周辺を含め山林化していました。畑への復旧は困難で、非農地が妥当と思われます。ご審議よろしくお願いたします。

18番 番号5号について説明します。位置図公図をご覧ください。昔は果樹を栽培していたようですが、現地を確認したところ太い竹や樹木が茂っており、昼でも薄暗くなっています。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 無いようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号、番号4号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号2号、番号4号から番号5号の4件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。29ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の29ページから70ページまでです。管理者から耕作者への貸付は66件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては10件、合計76件となっております。

以上、利用権の設定76件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は76件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。本来であれば、ここで暫時休憩を取らせていただくのですが、会議時間の短縮のため、引き続き審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ありがとうございます。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について（意見聴取）
令和3年2月審査分

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

3. その他

(1) 3月定例総会について

日 時 令和3年3月22日（月）午後2時00分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

| 相 談 日 | 開 催 場 所 | 相 談 委 員 | |
|---------|-------------------------|-----------|-----------|
| 3月8日(月) | 危機管理センター 1階 打合せコーナー1 | 高瀬町：松岡 幸信 | 高瀬町：黒木 昭則 |
| | | 山本町：正田 茂義 | 財田町：堀江 博 |

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

| 月 日 | 会 議 名 等 | 開 催 場 所 |
|-----------------------|-----------------|----------------------------|
| 2月24日（水） 午前10時30分～ | 香川県八市農業委員会会長協議会 | 東かがわ市交流プラザ 2階 多目的ホール |
| 3月2日（火） 午後7時～ | 三豊市農業委員会地区推進委員会 | 危機管理センター 2階 201・202 会議室 |

(4) 配布物

・令和2年 三豊市賃借料情報

(5) 提出依頼

・農業委員会活動記録簿（下期分の活動記録を記載のうえ）

提出期限 令和3年2月26日（金）までに農業委員会事務局へ

閉 会 【 午後 3時40分 】